平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	96.2
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	97.1
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	97.9
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	98.0
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	98.2
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	97.9
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	98.1
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	97.9
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	98.2
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	99.6
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	99.3
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	99.5
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	99.8

○厚生労働省告示第三百十四号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十六条の六第二項（同法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）並びに労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）附則第十七項及び第十八項（これらの規定を同令附則第三十六項において準用する場合を含む。）並びに同令附則第三十二項（同令附則第四十三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法第十六条の六第一項第二号（同法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の遺族補償一時金若しくは遺族一時金又は障害補償年金差額一時金若しくは障害年金差額一時金の額の算定に関し、支給された遺族補償年金若しくは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金若しくは障害補償年金前払一時金若しくは障害年金若しくは障害年金前払一時金の額に乗ずべき厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成二十六年七月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間	支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率（%）
昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで	220.8
昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで	198.5
昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで	181.4
昭和53年4月1日から昭和54年3月31日まで	171.8
昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで	161.8
昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	153.1
昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	146.1
昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	139.2
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	135.7
昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで	131.2
昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで	127.0
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	124.0
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	121.2
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	117.0
平成元年4月1日から平成2年3月31日まで	113.7
平成2年4月1日から同年7月31日まで	110.5
平成2年8月1日から平成3年7月31日まで	113.7
平成3年8月1日から平成4年7月31日まで	110.5
平成4年8月1日から平成5年7月31日まで	106.2
平成5年8月1日から平成6年7月31日まで	104.1
平成6年8月1日から平成7年7月31日まで	102.6
平成7年8月1日から平成8年7月31日まで	100.5
平成8年8月1日から平成9年7月31日まで	99.0
平成9年8月1日から平成10年7月31日まで	97.6
平成10年8月1日から平成11年7月31日まで	96.7
平成11年8月1日から平成12年7月31日まで	97.1
平成12年8月1日から平成13年7月31日まで	96.7
平成13年8月1日から平成14年7月31日まで	96.2
平成14年8月1日から平成15年7月31日まで	97.0
平成15年8月1日から平成16年7月31日まで	97.9
平成16年8月1日から平成17年7月31日まで	97.9
平成17年8月1日から平成18年7月31日まで	98.2
平成18年8月1日から平成19年7月31日まで	97.8
平成19年8月1日から平成20年7月31日まで	98.0
平成20年8月1日から平成21年7月31日まで	97.9